

新潟市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報(以下「障がい福祉サービス等情報」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報の公表を行う指定障がい福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う指定障がい福祉サービス等の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 指定障がい福祉サービス(共生型障がい福祉サービスを含む。)

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障がい者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援(共生型通所支援を含む。)

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障がい児相談支援

(6) 指定入所支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)

指定福祉型障がい児入所施設及び指定医療型障がい児入所施設

(障がい福祉サービス等情報の報告及び公表に関する計画)

第3条 市長は、公表等の事務を円滑に行うため、障がい福祉サービス等情報公表計画(以下「公表計画」という。)を作成し、公表する。

2 公表計画の基準日は、4月1日とする。

(報告の内容)

第4条 事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条18第1項の規定に基づき、障害者総合支援法律施行規則(平成18年厚生労働令第19号。)の別表第1号及び第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号。)の別表第2及び別表第3に掲げる項目を報告するものとする。

(報告の方法)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて、市長に報告するものとする。

(公表の方法)

第6条 市長は、公表計画に基づき、事業者ごとに第4条で規定する情報を公表する。

2 公表の方法は、インターネットによるものとする。

3 市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(調査の実施)

第8条 市長は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を行うものとする。

(苦情等の対応)

第9条 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する、利用者等からの苦情に対する窓口を、福祉部障がい福祉課に置く。

2 市長は公表情報に関する利用者等からの苦情等について、事業者に対する照会等を行い、対応の経過を記録するものとする。

3 市長は前項の照会等に対し、事業者から適切な説明が得られた場合は、利用者等に対して、説明を行うものとする。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から適用する。